

大学における教員免許状更新講習 —幼稚園教諭を対象とした講習の分析を通して—

The Teaching Certificate Update Course in University
-Analysis of the Course for Kindergarten Teacher-

川上 雅子
Masako KAWAKAMI

問題意識

1991（平成3）年、文部科学省（以後文科省と略）は大学設置基準の大綱化を図り、大学の個性化・特色化を積極的に進めた。これにより2005年時点で6大学だった4年制私立大学の児童系学部（学部名称に「児童」「こども」「子ども」「保育」などの要語が含まれているもの）の設置数は、2012年では実に4倍以上の27大学になった。同様に私立大学の教育系学部（教育学部の他に文教育学部、学芸学部、学校教育学部、人間教育学部、教育文化学部、教育福祉学部、文化教育学部、現代教育学部など）の設置数も2005年時点で16大学であったものが、2012年には41大学へと増加した¹⁾。

これらの大学はいずれも教員免許状を授与できる基礎資格を有し、その単位を修得した者に免許状を授けられるよう教育環境を整えており、その趨勢は教員免許状の授与件数にも変化をもたらしている。文科省によれば2004年度に授与された幼稚園教諭免許状（専修、一種、二種、特別免許状、臨時免許状を含む）は44,924件、小学校教諭免許状は28,132件であったが、その10年後には幼稚園教諭免許状の授与数が48,935件、小学校教諭免許状が31,075件となった。特筆すべきは高等学校教諭免許状の授与数が2004年度以後13年間で20,578件減少したのに対し、幼稚園教諭免許状の授与数は6,176件、小学校教諭免許状の授与数は4,100件増加しているこ

とである（表1）²⁾。

このような背景と並行して2007年には改正教育職員免許法が成立し免許更新制が導入され、2009年4月1日から教員免許状更新講習が行われるようになった。開始後10年が経過した現在、前述した大学設置基準の大綱化以後開設された多くの児童系・教育系学部を有する4年制大学においては、教員免許状を取得し教職に就いた卒業生に対しその社会的責任を果たすべく教員免許状更新講習を開設するようになった。

ところで教員免許状更新講習に関する情報の基幹は文科省にあり、そのHPには教員免許状更新講習の目的や概要、制度設計、免許状講習の認定一覧や事後評価結果などの開設情報などが公開されている³⁾。それによれば2018年度の教員免許状更新講習の開設者数は必修領域373大学等（受講生数167,815人）、選択必修領域402大学等（受講生数168,294人）、選択領域532大学等（受講生数447,570人）で、過去3年間で最高の開設者数及び受講生数となっている。

表1：教員免許状授与件数の推移（年度：件）

年度	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
2004	44,924	28,132	56,850	82,893
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2014	48,935	31,075	54,268	68,567
2015	51,919	31,322	52,922	66,413
2016	53,010	31,778	52,054	65,200
2017	51,100	32,232	50,372	62,315

※註2）より筆者が抜粋作成

他方、開設者は講習を受けた受講生に対し事後評価を行い文科省へ提出することを義務付けられているが、2018年の講習に対し「よい」と回答した値は58%（前述の3領域の合計値の平均）でこの3年間で最低値となったという⁴⁾。しかしながら文科省のこのようなデータはその一部が開示されるのみで、総合的・分析的視点で講習の内容や質の問題を知ることはできない。

CiNii Articles（国立情報学研究所）に拠れば教員免許状更新講習に関する学術研究は2010年以後310件見られたものの、そのほとんどは講習開設校による授業計画、受講生アンケートを含む実践報告であった。さらにこれを「幼稚園」および「幼児教育」に言及した研究に絞ってみると9件みられたが、その内訳は8件が紀要に掲載された論文⁵⁾、残り1件は大会報告集におけるレジュメであった。紀要の掲載論文は前述同様、講習の担当者による受講生へのアンケート結果等を中心とした実践報告であった。（2019年8月13日現在）

森光・関（2013）は、受講生（幼稚園教諭50名対象）への事前アンケートを行い、教員免許更新講習制度の意義についてたずねている。受講生の多くが講習の意義を「今までの自己を見直す機会」としているが、森光らは講習が「学習者同士がお互いに情報を提供し合い、物の考え方の多様性を見出す機会」ととらえていた。今後の講習の形態については知識中心ではなく「演習的に執り扱うことが考えられる」⁶⁾としてその方法を模索していた。

このように教員免許状更新講習の実態については個々の大学・短大等講習実施機関の実践報告事例としてその一部を知ることができるものの、学術研究として講習全体の実態を総合的に追究した研究を見つけることはできなかった。

このような状況は、講習を行う機関が自らの講習内容の独自性や方向性、使命ということを自覚せずに行うことを許すものであり、講習の改善の視点や内容、その質などを改善すること

にはつながらない。拙稿は教員免許状の授与件数が増加している幼稚園教諭を対象とした教員免許状更新講習の現況の一端をとらえ、今後の方向性を考える際にその一助となること目的とした。

研究対象および方法については先行研究精査のち主として文部科学省HPに掲載されている免許状更新制および教員免許状更新講習に関わる法令や開設一覧等の情報から、幼稚園に勤務する教諭を対象とした講習の動向や実態をとらえ上記目的に資するため分析、考察を行った。

教員免許状更新講習は どのように行われているか

1. 免許状更新講習の概要と変遷

改正教育職員免許法（2007年）によって教員免許状には10年間の有効期間が定められ、免許管理者は申請によって免許状の有効期間を更新することになったため、その拠りどころとして教員免許状更新講習は始まった。その目的は「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指す」とされている⁷⁾。2009年4月から本格化した教員免許状更新講習であるが、当初の講習の構成は「必修領域」12時間、「選択領域」18時間であった。2014年には教員免許状更新講習の見直しを図る「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」が出され、2016年4月より新講習が始まることになった。これにより各領域は適切な規模に調整されたが、大きな変更は以下の2点であった⁸⁾。

1点目は内容精選を伴う時間数の変更である。すなわち従来の「必修領域」12時間を6時間に減らし、残りの6時間については新たに「選択必修領域」を設けたのである。それまで「必修領域」で取り扱われる事項は「教員としての子ども観、教育観等についての省察」「子ども生活の変化を踏まえた課題」など8事項あっ

たが、そのうち5事項を新たに設けた「選択必修領域」に移行した。さらに「必修領域」には従来の事項「国の教育政策や世界の教育の動向」から「世界の教育の動向」の1事項を加え整理した。他方「選択必修領域」には必修項目から移行してきた5事項に加え、「教育相談」「進路指導及びキャリア教育」などが新設され、全12事項になった。

さらに新講習開始直前の2016年3月31日に公布された「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の交付（通知）」（4月1日施行）において「選択必修領域」に「カリキュラム・マネジメント」「アクティブ・ラーニングなどの観点からの指導方法の工夫・改善」の2事項の追加を行い現在に至っている⁹⁾。

2点目は導入した「選択必修領域」を教員の勤務する学校種や免許種等に応じて選択できるように内容を精選したことである。なお、「必修領域」と「選択必修領域」の講習内容に前述したように複数の事項が指定されている点では従来と同じである。しかし前者においては全受講生に対し複数の事項を網羅的に開設しなければならないが、後者は現代的な課題を扱うことを旨とし各開設者が複数の事項から選択することができ、受講生もそれらの中から選択して受講することができるようになった。

なお、受講生が任意に選択して受講する「選択領域」の時間数は18時間で従前と変わらず、「幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題」としてその事項を定め、「生徒指導上の課題」の部分が付記されている。

遡って2013年、文科省は「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提出の推進に関する法律の一部の施行に関する法律の一部の施行期日を定める法令」の公布施行に伴い、同年「免許状更新講習規則の一部を改正する省令」を出し、幼稚園教諭免許状を有している認可保育所の保育士も教員免許状更新講習を受講できるよう受講資格が拡大されている。

2. 調査の概要

本調査は前述した児童系・教育学部を有する4年制大学の設置数の大きな変化とそれに伴う教員免許状授与件数の増加を反映した形で展開されている教員免許状更新講習の実態や動向を探ることにあり、本研究の一義的な目的を果たすものである。

すなわち教員免許状更新講習の開設者および受講生数がともに年々増加し過去最高となっている現在、本来なら免許状更新講習全体への学術研究が多くなされていなければならないがそれが見られず、講習における問題性や課題が見えないのが現状である。その全容を把握するには時間がかかると思われるが、手始めに2016年以後の新講習において新設された学校種・免許状種等に応じて選択できる「選択必修領域」のうち、特に受講対象として学校種を「幼稚園」に特定した認定校の動向を調査した。

これは幼稚園教諭免許状が児童系・教育学部を有する大学では基本的に授けられる免許状の一つであるとともに、受講対象者を特定できる「選択必修領域」の特徴を活かし、学校種としての幼稚園に現職勤務している受講生に対し内容を特化した講習が行われる可能性が高いと予測したからである¹⁰⁾。

調査対象として用いるのは主として文科省HPに掲載されている「教員免許状更新講習認定一覧」¹¹⁾である。教員免許状更新講習は開設者が文科省に申請した後認定を受けることになっており、通常年12回の認定機会のたびに9地域別（北海道、東北、関東、近畿、中部、中国、四国、九州・沖縄、通信・放送・インターネット）の認定校一覧が公開される。「選択領域」の一覧には、開設者名、講習の名称、取り扱う事項、講習の概要、担当講師、講習の開催地、時間数、講習の期間、主な受講対象者（学校種、免許職種、教科等、職務経験等）受講料、受講人数、受講者募集期間等が示されている。

教員免許状更新講習開始以来の認定校一覧についてはすべて閲覧できるが、今回の調査にお

表2：選択必修領域の開設者数および受講対象者の学校種を「幼稚園」と特定した開設者数の推移（件）

年及び 領域等	2016		2017		2018		2019.8回認定まで	
	選択必修 領域	学校種： 幼稚園	選択必修 領域	学校種： 幼稚園	選択必修 領域	学校種： 幼稚園	選択必修 領域	学校種： 幼稚園
北海道	86	5	105	5	132	13	124	12
東北	133	12	138	14	155	25	157	23
関東	409	35	443	39	517	47	538	55
近畿	287	20	304	30	368	34	376	26
中部	300	31	324	36	369	45	369	55
中国	119	9	130	11	156	15	153	17
四国	80	1	81	1	102	3	97	4
九州・沖縄	272	22	300	25	371	35	375	44
放送	75	2	96	3	128	7	130	7
計	1,761	137	1,921	164	2,298	224	2,319	243

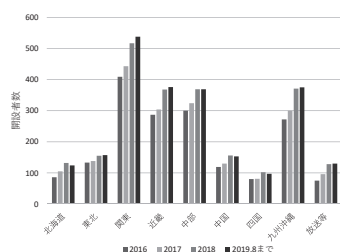


図1 「選択必修領域」の開設者数の推移

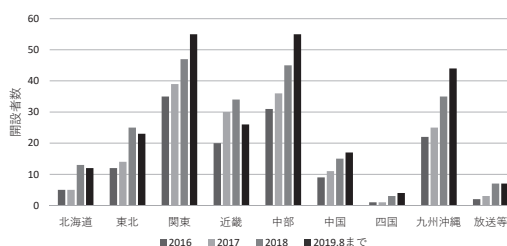


図2 受講対象者の学校種を「幼稚園」と特定した開設者数の推移

いては、新講習が開始された2016年からの認定校一覧を分析した。先に述べたように2018年までは第1回～第12回までの認定校すべてが1年毎に示されているが、2019年については8月15日に公開された認定第8回までのデータを対象とした。以下、調査目的に照らしデータを整理し考察を加えた。

3. 調査結果および考察

1) 「選択必修領域」の開設者数および受講対象者の学校種を「幼稚園」と特定した開設者数:

ここでいう開設者とは、大学、短期大学、専門学校、教育委員会、法人などのことを指し、その総開設者数を示したのが表2である。

2016年に新設された「選択必修領域」は2016年に1761講習であったが2019年8月時点で2319講習となりすでに前年数を超えている。同様に受講生の学校種を「幼稚園」と特定した開設者数も2016年時点で137講習であったが、2019年

には243講習となっており、前者ともに年々増加傾向にあることがわかる。

これを開設者の地域別にグラフ化したのが図1と図2であるが、9地域の開設者数には大きな差があることがわかる。「選択必修領域」の開設者数が一番多い地域は関東、次いで中部、近畿、九州・沖縄であり、これらと大きな差をもって東北、北海道、中国、そして四国は最低数である。

さらにこれを受講生の学校種を「幼稚園」と特定した開設者数に転じてみると、1位が関東、次いで中部、九州・沖縄である。2019年8月までの数値であるが近畿はその伸びが停滞している。また先の開設者総数だけでなくこの学校種を「幼稚園」に特定した開設者においても最も低位にあるのは四国であることがわかった。他方、北海道や東北の状況は2016年には低位であったが、2018年以後微増傾向にある。

大学における教員免許状更新講習

表3：受講対象者を「幼稚園」と特定とした開設者数の学校種・地域別分布 2016-2019.8（件）

学校種	地域	北海道	東北	関東	近畿	中部	中国	四国	九・沖	*放送	計	%
大学		4	37	38	54	72	23	5	33	8	274	35.7
短期大学			24	52	27	36	5	4	82		230	29.9
大学・大学・大学										9	9	1.2
大学・短大				24	17	19	12		5		77	10
大学・法人					3						3	0.4
専門学校				15		10					25	3.3
教育委員会						6	8				14	1.8
法人		31	13	47	9	24	4		6	2	136	17.7
	計	35	74	176	110	167	52	9	126	19	768	100

*表中「放送」は、通信・放送・インターネットの略

なお、今回の調査対象は受講生の学校種を「幼稚園」と特定したものであるが、本来学校種は幼稚園～高校まで幅広く特定することができ、現にそのすべてを対象としている開設者も多くみられる。2016年からの新講習において「必修領域」から分化した「選択必修領域」の見直しの目的は、全受講生が共通して受講する「必修領域」では受講生の希望やニーズに応えられていないという指摘に基づいており、そのため教員の勤務する学校種や免許種に応じた現代的な教育課題の提供をすることであった。そのように考えると、上記の「選択必修領域」のうち幼稚園に特定した開設者（講習）数は極めて少なく、見直しの目的に適合していない状況であると考えられる。しかしながら全体として2018年からの開設の伸びが見られ、2016年からの新講習開始後の目的が徐々に反映されていると希望的に推測することもできる。

2) 「選択必修領域」における開設者：

表3は2016年以後の各地域における開設者数を地域、学校種等別に示したものである。開設者は学校種として大学、短期大学、専門学校の他に教育委員会や法人もある。なお、〈大学・大学・大学〉や〈大学・短大〉〈大学・法人〉のように学校種等が組み合わさった合同開設者もある。

表中では地域ごとに一番高い開設者数を示した学校種等に濃色を付けている。1) でみられ

たように地域ごとに開設者数の総計の差は大きい。開設者総数が多いのは関東、中部、九州・沖縄、近畿であったが、開設者総数の低位にある四国と北海道では、開設者の内訳に大きな特徴がみられた。すなわち四国は2016年以後、大学と短大のみが開設校となり9講習しか開設されていないが、北海道では35講習のうち31講習を法人が占めている。「公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構」は興味深いことに四国を除く全地域に法人主催の講習を開設している。この法人は開設者数の割合においても、大学、短大に次いで17.7%と大きな位置を占めていることがわかる。

例えば、北海道では学校種を「幼稚園」と特定した大学の開設者が4年連続北海道教育大学1校1開設しかなかったが、当法人は2016年まで4講習の開設だったものを2018年に一気に12講習開設している。当法人は四国を除く地域で、2019年8月までに概ね1または2開設、中部で5～8開設、一番多い関東では8～15開設していることから考えると、この北海道において2018年以後12講習が開設されていることは特異であり、北海道の開設者数の少ない状況を法人が補っているといえよう。しかしながら他方、四国については法人の開設はみられず対照的である。

大学は講習開設者数全体の35.7%を占めているが、その上位を占めているのは中部、近畿、

東北、中国であり、数は少ないながらも四国での割合は高いことがわかる。1)でも述べたが総じて2018年以後開設者数は増加傾向にあるが、東北では秋田大学が2016年まで2講習であった開設を7講習に一気に増加させ、近畿では1大学で2または3講習(神戸親和女子大学)を行っている例が見られる。同様に中部、中国も2018年から開設数が急増しており、中部では1大学で3講習(岐阜大学、常葉大学)、4講習(長野県立大学)を開設している状況もある。なお中国では開設者は1大学にもかかわらず3講習行っているのが島根大学と福山市立大学、2講習行っているのは岡山大学とすべて国公立大学であった。

関東は短大が割合としてはトップを占めるが、特筆すべきは大学において2019年に初めて幼稚園教諭を対象とした講習を開始した大学が15校中5校(宇都宮共和大学、城西国際大学、共立女子大学、東京福祉大学、目白大学)であったことである。総じて大学が大きな割合を占める地域では、2018年以後その開設者数が急増し、なかには1大学で複数回の講習開設を行っていることが特徴として見られた。

次に、大学に次いで講習開設者数の割合が高いのが短期大学(29.9%)であるが、九州・沖縄、関東では短期大学が大学の開設者数を相当数上回っていることがわかる。

九州・沖縄における大学の開設者は2018年の時点では8校しかないが短期大学は15校もあり、その短期大学では6校が講習2回以上を行い、なかには年に4回開設する沖縄キリスト教短期大学や尚絅大学短期大学部のように年8回行うところもある。

また関東では2018年には12短期大学が開設しているが、そのほとんどが年に2講習を開設している。関東と九州・沖縄と異なることは、関東では大学の開設者数が15校であるがその開設回数はほとんど1講習にとどまっていることにあり、この地域における短期大学の果たす役割が大きいことがわかる。

上記とは別に、開設者として専門学校や教育委員会があるのは全体からみると特異な存在である。2018年における専門学校での開設者は関東(2校)と中部(1校)に見られ、関東の草苑保育専門学校では年に3回、中部の名古屋文化学園保育専門学校では4回開設していた。また、中部、中国では教育委員会によっても開設されていた。中部では豊橋市教育委員会(2017年～)と豊田市教育委員会(2017年)が、中国では岡山市教育委員会(2018年～)と倉敷市教育委員会(2018年～2回ずつ)が開設者となっている。

いわゆる共同開催として〈大学・短期大学〉の組み合わせは同じ経営母体での連携であり関東の聖徳大学・聖徳大学短期大学部では毎年6回、近畿の常盤会学園大学・常盤会短期大学では7回(2018年)などのように大規模な開催例がみられる。〈大学・法人〉の共同開催の例は、近畿の関西大学と公益財団法人才能開発教育研究財団であった。

なお、地域ではなく放送(通信・放送・インターネット)の開設者枠組みにおいては、聖徳大学による開設の他、国公立大学の東京学芸大学・愛知教育大学・千歳科学技術大学の共同で2018年には年に4回開設されていた。一地域にとどまらず広域への還元を視野に入れて開設されているが、大学、短期大学、専門学校、教育委員会、法人と多岐にわたっている近畿と比べると、放送(通信・放送・インターネット)開設者には偏りがみられることがわかる。しかしながら開設者が多岐にわたることが受講生にとって選択肢の多様性につながることは一概には言えず、地域それぞれの事情が反映されているものと推測される。問題は「選択必修領域」に課された現代の教育課題について、その地域の幼稚園教諭が希望する講習として適切に提供されているかということに尽きるのである。

3)「選択必修領域」の取り扱い事項と開設学校種:

前述しているように新講習では選択必修領域

が新設され、その内容は2014年に省令が出た際には必修領域から分化した5事項と新たに7事項を置いて全12事項であったが、新講習開始直前の2016年3月末に2事項が追加されたため、2016年4月の開始時から以下の14事項を取り扱う内容として定めている。「教員免許状更新講習認定一覧」には「選択必修領域」の講習の名称の他に、講習内容に応じて定められた14事項から申請者が「取り扱う事項」を特定し受講生にわかるように記されている。

全事項は、以下の①～⑭である。⑥⑦の2事項は新講習開始直前に追加されたものである。

「取り扱う事項」（カッコ内は図3における略称）

- ①学校を巡る近年の状況の変化（近年）
- ②学習指導要領の改訂の動向等（要領）
- ③法令改正及び国の審議会の状況等（法令）
- ④様々な問題に対する組織的対応の必要性（組織）
- ⑤学校における危機管理上の課題（危機）
- ⑥カリキュラム・マネジメント（カリ）
- ⑦アクティブ・ラーニングなどの観点からの指導方法の工夫・改善（アク）
- ⑧教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）
- ⑨進路指導及びキャリア教育（進路）
- ⑩学校、家庭及び地域の連携及び協働（協働）
- ⑪道徳教育（道徳）
- ⑫英語教育（英語）
- ⑬国際理解及び異文化理解教育（国際）
- ⑭教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）（情報）

図3は2016年～2019年8月までに開設された講習の「取り扱い事項」の大学、短期大学、法人別内容の比較である。この3者で一番多いのは①学校を巡る近年の状況の変化（近年）、次いで②学習指導要領の改訂の動向等（要領）、そして3位に④様々な問題に対する組織的対応の必要性（組織）と⑩学校、家庭及び地域の連携及び協働（協働）が並んでいる。②の学習指

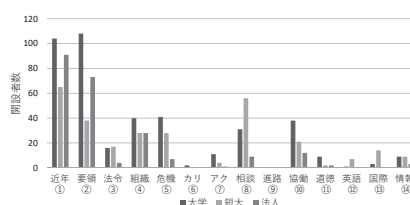


図3 「選択必修領域」の開設者別「取り扱い事項」(2016～2019.8)

導要領に関する事項を除くと、①近年④組織⑩協働はいずれも学校という組織の内外の変化とそのありようをチーム学校として考えさせようとするものである。

大学における上位は②①⑤④、短期大学では①②④⑤、法人では①②④⑩であり、順位は異なるものの①近年②要領④組織は共通していた。また、すべての学校種等で見られなかった事項は⑨進路指導及びキャリア教育であったが、幼稚園という学校種の現場ではアプローチしにくい内容のゆえであろう。加えて、⑥カリキュラム・マネジメントや⑦アクティブ・ラーニングは2016年時点では取り扱いが見られず2017年に関東の文京学院大学、2018年には和洋女子大学、目白大学において初めて取り扱われた。なお短期大学では⑧教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）（相談）に関する講習の取り扱いが際立っている。今までは初等・中等教育での問題として取り上げられてきたいじめや不登園の問題は、今後幼稚園教諭においても理解を深める講習内容として取り扱われることも予測される。

ところで、2016年の段階では②新学習指導要領の改訂動向は大きな取り扱い事項であったが、すでに周知徹底されたことから今後はこれに抛らず、幼稚園に勤務する教諭に求められているその他の事項にも各機関が目を向けていくことが考えられるであろう。

最後に、⑪道徳教育や⑫英語教育⑬国際理解及び異文化理解教育など取り扱いの少なかった事項などはこの領域に抛らず、「選択領域」での開設が可能なることからこの事項の扱いの少な

表4：関東における大学開設者の「選択領域」講習内容一覧 (2019,8現在)

	○選択必修領域														●選択領域					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	幼稚園教育要領					
	近年	要領	法令	組織	危機	カリ	アク	相談	進路	協働	道徳	英語	国際	情報	健康	人間関係	言葉	表現	その他	
1 宇都宮共和国大学	○	○														●			●	その他 受講生を「幼稚園」のみとした開設無し
2 植草学園大学					○										●	●		●	●	総則－特別な配慮を必要とする幼児指導
3 城西国際大学	○																			受講生を「幼稚園」のみとした開設無し
4 東京成徳大学	○		○																●	受講生を「幼稚園」のみとした開設無し
5 和洋女子大学							○													受講生を「幼稚園」のみとした開設無し
6 大妻女子大学	○	○																	●	受講生を「幼稚園」のみとした開設無し
7 共立女子大学	○				○										●	●			●	総則－幼児理解に基づいた評価(振り返り)
8 白梅学園大学		○	○												-	-	-	-	-	※記載内容から確定できず
9 玉川大学	○				○			●		●										遊びの事例検討/インクルーシブ教育
10 東京家政大学	○	○																	●	音楽/造形/演劇
11 東京福祉大学		○																	●	音楽
12 文京学院大学			○	○	○														●	造/造/映像
13 目白大学1							○												●	造形
14 目白大学2							○												●	造形

さを悲観的に考える必要はないと考える。

4) 関東の大学における「選択必修領域」の取り扱い事項と「選択領域」の内容：

今までは全国において目を向けてきたが、ここでは主として関東地域における講習の具体的な状況を概観するために、「選択必修領域」に加え、「選択領域」について以下の手順で講習の取り扱い内容を整理した。(表4)

- ① 2019年1月から8月までに開設された関東(地域)の4年制大学で「選択必修領域」の受講対象者の学校種を「幼稚園」とした大学を抽出
- ② ①について「選択必修領域」における講習内容を一覧に記された取り扱い事項に基づき分類
- ③ ②に加え、「選択領域」について幼稚園教育要領に基づき講習内容を分類

なお、②「選択必修領域」については講習内容の取扱い事項が定められており明確に分類できるが、③「選択領域」の内容に関しては定かな決まりはなく自由度が高いため一覧に記された「講習の名称」「講習の概要」について幼稚園教育要領(2017年改正告示、2018年実施)を拠り所として筆者が分類した。幼稚園教育要領の分類については総則、ねらい及び内容、教育課程に係る教育時間の終了等を行う教育活動などの留意事項などすべての内容に関連付け、その中核となるねらい及び内容を健康、人間関係、環境、言葉、表現に分けて表に示した。

なお、「必修領域」については全受講生を対象に「教員としての子ども観、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)、子どもの生活の変化を踏まえた課題、国の教育政策や世界の教育の動向など4事項を網羅するよう指定しているので今回は分析対象から外した。

表4においては開設校の特徴が見えてくる。表中、宇都宮共和大学、城西国際大学、和洋女子大学については、「選択領域」においては受

講対象者を学校種について幼稚園のみに特定していなかったためその旨特記した。また東京福祉大学は幼稚園教諭対象と小学校教諭対象に2回開設しているが、幼稚園教諭のみ対象の講習を記載した。これらを前提に13大学14講習(目白大学は1大学で2回開催)を概観すると、取り扱いの多い事項は、①学校を巡る近年の状況の変化(近年)-7講習②学習指導要領の改訂の動向等(要領)-5講習、⑤学校における危機管理上の課題(危機)-4講習の順になっていた。

新講習開始時に追加された⑦アクティブ・ラーニングなどの観点からの指導方法の工夫・改善(アク)は和洋女子大学と目白大学で展開されていた。⑥カリキュラム・マネジメント(カリ)については表中ではゼロになっているが、免許状更新講習一覧の「講習の概要」をみると和洋女子大学と共立女子大学にそのキーワードをみることができ、内容を網羅している可能性がある。

さらに白梅学園大学においては他大学にはみられない③法令改正及び国の審議会の状況等(法令)を、また玉川大学においては「選択領域」において「選択必修領域」の2事項⑧教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)⑩学校、家庭及び地域の連携及び協働(協働)を扱っており、これも他大学とは異なる領域での扱いであった。今後は⑪道徳⑫英語⑬国際理解⑭情報などにも講習内容の幅を広げること可能性として考えられる。

表4の右側においては幼稚園教育要領に関連付けた分類を行ったが、圧倒的に「表現」が多く、14大学中8校(9講習)で行われていた。音楽は4大学で行われ、その他に演劇(東京家政大学)や映像(文京学院大学)も扱われていた。なお、共立女子大学では音楽と造形、東京家政大学では音楽、造形、演劇にそれぞれ1日を講習時間として設けている。

また、表現以外の領域において2以上の内容を設けているのは植草学園大学(健康、環境)

と共立女子大学（健康、人間関係）であった。その他の欄に記した幼稚園教育要領総則に関連する内容も含めると上記2大学は教育要領に即しながら幅広い取り扱い講習内容になっていることがわかった。

しかしながら、免許状更新講習一覧にて記載されている講習の概要は、実際には各々の事項内にとどまるものではなく広い意味において講習全体でカバーされていることも想像することができ、今回の分析がその記載の限りでの分析にすぎないこともつけ加えておきたい。

結 語

総じて教員免許状更新講習は文科省の示した事項を踏まえることが前提とされていることから、開設者からみればこれが拠り所ともなり、他方制約になるともいえる。大学における講習は教育委員会などの行政によるものとは異なった視座や拡がりを受講生に与えうる場でもある。すなわち、開設者においては開設時期、担当者、施設設備などの環境が整うことなどが基礎的な条件として課されるが、多様な専門の研究者が在籍している大学はこの人々の叡智を有効に活用して開設が可能な機関である。このことは10年に一度受講する側に立てば、講習の質に連動し受講生のその後のあり方に影響しひいては子どもたちへと反映される。教員免許状更新講習の意義は「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指す」とあり、開設する側の姿勢には知識技能を超えて受講生の自信や誇りに繋がっていることへの認識を欠くことはできない。

講習を継続して開催する大学へ課せられる負担は少なくはないが、講習を通して得られる担当者自身の振り返りは大学における眼前の学生の教育へと還元できるよい機会であると考えられることもできる。

折しも共立女子大学家政学部児童学科では

2007年4月に入学した1期生(2011年3月卒業)に授与された幼稚園教諭免許状(一種)の更新の時期を迎えたことから、2019年8月に初めての教員免許状更新講習(幼稚園教諭対象)を実施した。この始まりが今後も開設者および受講生ともにより実りあるものになるよう祈り結語とする。

註

- 1) 川上雅子：高等教育における「児童」へのアプローチ—私立大学児童系学部・学科名称をめぐる一考察—、共立女子大学家政学部紀要、No.60,119-130,2014
- 2) 文部科学省：教員免許状授与件数
www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/02/15/1353136_1.pdf
など
- 3) 文部科学省：教員免許状更新制の概要
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1316077.htm
- 4) 文部科学省：教員免許状更新講習事後評価結果
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/_icsFiles/afiedfile/2019/07/29/1419605_1.pdf
- 5) 例としては、竹内恵子：附属幼稚園と連携した教員免許状更新講習—受講生アンケート・レポートからみた意識と課題、福井大学初等教育研究、2018 や、松田知明：幼児教育における地域との連携による成果と課題(1)—教員免許状更新講習受講生を対象として、2018など
- 6) 森光義昭、関聡：教員免許状更新講習の役割、久留米信愛女学院短期大学紀要、No.36,41-50における48と49,2013
- 7) 3)と同じ。指導が不適切な教員については教育公務員特例法によってその認定や研修の厳格化が定められ、指導改善研修中の教員は免許状更新講習を受講できないこと

大学における教員免許状更新講習

- になっている。
- 8) 文部科学省：免許状更新講習における選択必修領域の導入について
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/1352508.htm
- 9) 文部科学省：免許状更新講習規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について
www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm
- 10) 主な受講対象者における学校種は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校種から単一でもまた複数でも特定できる。「幼稚園・小学校」や「中学校・高等学校」などもあるが、「幼稚園から高等学校」まですべての学校種が記されているものも少なくない。
- 11) 文部科学省：教員免許状更新講習の認定校一覧（年度ごと）
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1412470.htm